

事務連絡

令和3年6月9日

障害者関係施設等 施設長 様  
管理者 様

神戸市健康局・福祉局

### 障害者の新型コロナワクチン接種予約などの協力依頼について

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

神戸市では、かかりつけの病院や診療所、集団接種会場での新型コロナワクチン接種を進めています。

また、6月11日以降、年齢の高い方から順に16歳以上65歳未満の市民の方全員へ接種券を送付し、個別接種医療機関（診療所・病院）とインターネットでの接種予約の受付を始めます。

加えて、基礎疾患のある方や精神障害者・知的障害者（別紙参照）を対象に優先予約を行います。

障害者の中には、ご自身だけでは予約が困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃると思います。

ワクチン接種を希望されているにも関わらず接種を断念するということが起こらないよう、障害者ご自身の状況に応じて可能な限り御協力をお願いいたします。

#### 1. 依頼事項

- ・ワクチン接種について、利用者への積極的な声掛けと、必要な場合は、接種券の確認及び予約等のサポートをお願いします。
- ・入所施設・通所施設においては、できるだけ施設内接種についてご検討ください。（施設内接種を受ける方については、予約は不要です。施設内接種に関しては、令和3年6月4日「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種障害者施設等での実施について」をご参照ください。）
- ・必要に応じて接種会場へのアクセスの際の支援をお願いします。

#### 2. 優先予約期間

接種券が届いた日から6月29日まで

※この期間は対象となる方を除き、予約サイトへのアクセスができません。

#### ○お問い合わせ先

神戸市新型コロナワクチン接種コールセンター

電話 078-277-3320

Eメール [pwd-vaccine-kobecity@persol.co.jp](mailto:pwd-vaccine-kobecity@persol.co.jp)

#### <参考> ワクチン接種の予約方法

まず、かかりつけの診療所・病院でワクチン接種しているかを確認

① 接種している場合は、かかりつけの診療所・病院に電話して予約

- ② かかりつけがない、もしくは接種していない場合は、インターネットで予約
- ・インターネット予約が不安な場合は、区役所等でお助け隊がサポートします。
  - ・電話での予約はコールセンター（078-277-3320）でも受け付けていますが、電話が集中し、大変つながりにくい状況が続いています。

（予約サイトURL）

<https://s-kantan.jp/city-kobe-v-u/>

<参考> 接種場所について

パソコン、スマートフォン等で「神戸市 ワクチン接種可能」で検索いただくか、  
広報紙 KOBE 特別号（4月下旬に各戸配布）でご確認ください。

<参考> 神戸市ワクチン接種特設ページの URL

[https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/covid-19\\_vaccine.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/covid-19_vaccine.html)

## 優先予約対象者

各事業所等のサービスを利用されている方のうち、下記の方につきましては、優先予約の対象となりますので、可能な限りのご協力をお願いします。

種別	内容
60 歳以上 65 歳未満	令和 3 年度中に対象年齢に達する方
基礎疾患のある方	<p>以下の病気や状態の方で、通院／入院している方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慢性の呼吸器の病気</li> <li>・ 慢性の心臓病（高血圧を含む。）</li> <li>・ 慢性の腎臓病</li> <li>・ 慢性の肝臓病（肝硬変等）</li> <li>・ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病</li> <li>・ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）</li> <li>・ 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）</li> <li>・ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている</li> <li>・ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患</li> <li>・ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）</li> <li>・ 染色体異常</li> <li>・ 睡眠時無呼吸症候群</li> </ul>
精神障害・知的障害のある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）</li> <li>・ 精神疾患の治療のため入院している</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳を所持している</li> <li>・ 自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合</li> <li>・ 療育手帳を所持している場合</li> </ul>